

# 多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例

昭和47年12月27日

条例第20号

改正 平成6年6月24日条例第11号

平成6年12月21日条例第26号

平成12年12月19日条例第38号

平成13年3月12日条例第14号

平成15年3月13日条例第5号

平成16年3月12日条例第8号

平成17年6月24日条例第18号

平成20年6月26日条例第25号

平成23年6月27日条例第10号

平成25年12月16日条例第22号

平成30年3月16日条例第6号

## (目的)

第1条 この条例は、乳幼児等に対して医療費の一部をその保護者に助成することにより、乳幼児等が心身ともに健やかに育成されるよう務めるとともに児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「乳幼児等」とは、乳幼児（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）及び子ども（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外の者）をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で乳幼児等を現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

5 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる乳幼児等（以下「受給資格者」という。）は、多度津町の区域内に住所を有する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する乳幼児等

(2) 子どものうち、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例（昭和49年多度津町条例第1号）第3条に規定する対象者

(3) 子どものうち、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和51年多度津町条例第5号）第3条に規定する対象者

(受給資格者証の交付等)

第4条 この条例による助成を受けようとする受給資格者の保護者（以下「助成対象者」という。）は、規則で定めるところにより、町長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

(医療費の助成)

第5条 町長は、前条の助成対象者に対し、受給資格者に係る一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成するものとする。

(助成の方法)

第6条 町長は、前条に定める助成すべき額を、当該助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、助成対象者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、助成対象者の申請に基づいて助成するものとする。

2 町長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

3 保険医療機関等から受給資格者の医療費について報告があったときは、第1項の申請があったものとみなす。

（損害賠償の返還）

第7条 町長は、受給資格者又はその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、乳幼児等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した乳幼児等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により乳幼児等医療費の助成を受けた者があるときは、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、1歳未満の者については昭和48年1月1日から、2歳未満の者については昭和48年4月1日から適用する。

附 則（平成6年6月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、平成6年3月31日以前については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月21日条例第26号）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

2 平成6年10月1日前行われた医療に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月19日条例第38号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月12日条例第14号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月13日条例第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第8号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第18号）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

2 平成17年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月26日条例第25号）

1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。

2 平成20年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月27日条例第10号）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

2 平成23年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月16日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正前の多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例第4条の規定による乳幼児医療費助成資格者証の交付を受けている者が、施行日において受給資格を有することになるときは、新条例第4条の申請があったものとみなす。

（準備行為）

4 新条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができ

る。

附 則（平成30年3月16日条例第6号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和47年12月27日

規則第13号

改正 昭和56年9月26日規則第15号

昭和59年8月17日規則第10号

昭和59年11月12日規則第17号

平成6年6月24日規則第15号

平成6年12月21日規則第21号

平成9年9月26日規則第7号

平成12年3月13日規則第2号

平成13年3月12日規則第7号

平成15年6月24日規則第12号

平成15年10月27日規則第14号

平成16年3月16日規則第13号

平成17年6月24日規則第14号

平成18年11月14日規則第16号

平成20年6月26日規則第26号

平成23年6月27日規則第9号

平成25年3月29日規則第15号

平成26年2月12日規則第1号

平成30年1月17日規則第1号

平成30年8月16日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和47年多度津町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の登録)

第2条 条例第5条の規定により助成を受けようとする者は、乳幼児等医療費受給資格者証交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

(1) 受給資格者証の交付を受けようとする者に係る条例第2条第3項各号に規定する各法律の保険証等の写し

- (2) 受給資格者証の交付を受けようとする者に係る条例第2条第3項各号に規定する各法律の被保険者等の所得及び課税状況を証する書類

(受給資格者証の交付)

第3条 町長は、前条の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給資格者証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、福祉医療費受給資格者証記載事項等変更届（様式第3号）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給期間)

第4条 受給期間は、受給資格要件を得た日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

(受給資格者証の提示)

第5条 受給資格者の保護者（以下「助成対象者」という。）は、受給資格者が医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(医療費の助成申請手続等)

第6条 条例第6条第1項に規定する乳幼児等医療費の助成を申請しようとする助成対象者は、受給資格者に係る医療費助成申請書（医療保険各法に定める訪問看護（以下「訪問看護」という。）に係る医療費以外の医療費については、様式第4号、訪問看護に係る医療費については、様式第4号の1とする。）を町長に提出するものとする。ただし、条例第6条第3項に規定する報告は、様式第5号によるものとする。

- 2 助成対象者は、第1項の場合において、医療保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができるときは、その旨を町長に申し出なければならない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定の上、乳幼児等医療費を助成するものとする。

(届出事項)

第7条 助成対象者は、受給資格者の氏名、住所又は加入医療保険の変更等があったときは福祉医療費受給資格者証記載事項等変更届を速やかに町長に提出しなければならない。

(資格者証の返還)

第8条 助成対象者は、受給資格が喪失したときは、速やかに、受給資格者証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1歳未満の者については昭和48年1月1日から、2歳未満の者については昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年9月26日規則第15号)

この規則は、昭和56年9月27日から施行する。

附 則 (昭和59年8月17日規則第10号)

この規則は、昭和59年9月1日から施行し、改正後の多度津町乳幼児医療費の助成に関する規則は昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年11月12日規則第17号)

この規則は、昭和59年11月12日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成6年6月24日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、平成6年3月31日以前については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月21日規則第21号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 平成6年10月1日前行われた医療に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年9月26日規則第7号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月13日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月12日規則第7号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月24日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年10月27日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月16日規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規則第14号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号、様式第3号の1及び様式第4号は、平成17年8月1日以後に受けた保険給付に係る乳幼児医療費の助成申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る乳幼児医療費の助成申請については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第3号、様式第4号及び様式第4号の1による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成18年11月14日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月26日規則第26号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月27日規則第9号）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の多度津町乳幼児医療費の助成に関する規則の各様式は、平成23年8月1日以後に受けた保険給付に係る乳幼児医療費の助成申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る乳幼児医療費の助成申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の多度津町乳幼児医療費の助成に関する規則の各様式は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月12日規則第1号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の多度津町乳幼児医療費の助成に関する規則の各様式は、当分の間、修正して使用することができる。
- 4 この規則の施行の日前においても、第3条の規定による受給資格者証の交付その他手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成30年1月17日規則第1号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月16日規則第22号）  
この規則は、公布の日から施行する。

## 乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 県は、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、別表の乳幼児医療費支給事業欄に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う市町に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する別表の補助対象経費欄に掲げる経費とし、補助率は当該経費の2分の1以内とする。

2 前項により算定した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする市町は、乳幼児医療費支給事業県費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度4月末日までに知事に提出しなければならない。

- 一 乳幼児医療費支給事業計画書（別紙1-1）
- 二 乳幼児医療費支給事業県費補助金所要額調（別紙1-2）
- 三 事業に係る条例、規則等
- 四 事業に係る歳入歳出予算の抜粋
- 五 その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定して、その旨を当該市町に通知するものとする。この場合において、必要があると認めたときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

### (補助金の交付申請の変更等)

第5条 前条の補助金の交付決定を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施について、補助金の交付申請の内容に変更を生じたときは、乳幼児医療費支給事業県費補助金変更交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 乳幼児医療費支給事業県費補助金所要額変更調書（別紙 2 - 1）
- 二 事業に係る歳入歳出予算の抜粋
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

（事業の実施状況及び実施見込の報告）

第 6 条 補助事業者は、毎四半期分の事業の実施状況を乳幼児医療費支給事業実施状況報告書（第 3 号様式）により翌月の 10 日までに知事に報告しなければならない。

2 第 3 四半期分の事業の実施状況の報告にあつては、当該年度の事業の実施見込を乳幼児医療費支給事業実施見込報告書（第 4 号様式）によりあわせて報告しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 補助事業者は、事業を完了したときは、当該年度の 3 月末日までに、乳幼児医療費支給事業実績報告書（第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 乳幼児医療費支給事業県費補助金精算書（別紙 5 - 1）
- 二 乳幼児医療費支給事業支出状況調（別紙 5 - 2）
- 三 事業に係る歳入歳出決算の見込
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の実績報告があつた場合において、当該実績に相当する補助金の額を変更する必要があるときは、当該実績報告をもって補助金の変更交付申請とみなす。

（補助金の額の確定等）

第 8 条 知事は、前条第 1 項の実績報告があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の概算払）

第 9 条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

（検査等）

第10条 知事は、必要に応じ、事業の遂行に関し報告を求め、又は職員に書類の内容について検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 この要綱の規定に違反したとき

二 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき

三 補助金を事業以外の用途に使用したとき

2 前項の規定は、第8条の交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月22日から施行し、平成5年度乳幼児医療費支給事業県費補助金交付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、同日において現に対象乳幼児である者に係る同日以降の医療費について適用する。

2 平成13年度及び平成14年度に交付する補助金については、3歳児から6歳未満児に係る補助対象経費から算定した補助金の額に、平成13年度にあつては100分の20を、平成14年度にあつては100分の10を加算した額とする。この場合において、算定した補助金の額及び加算し

た額に千円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表補助対象経費欄の改正規定（「並びに医療保険各法に規定する入院時食事療養費の額及び」を「及び医療保険各法に規定する」に改める部分に限る。）は、平成17年8月1日以後に受ける医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に受ける医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、同日以後に受ける医療の給付分から適用する。

別表

乳幼児医療費支給事業	補助対象経費
<p>次に掲げる者（本表中「助成対象者」という。）の保護する対象乳幼児が、医療保険各法による医療に関する給付を受けた場合において、市町が当該医療に要した費用の一部を支給する事業</p> <p>助成対象者</p> <p>1 次に掲げる乳幼児（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児を除</p>	<p>助成対象者が、その保護する対象乳幼児について医療保険各法による医療に関する給付を受け、当該医療に要した費用の額（健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によって算定した額（医療保険各法又はその他の法令の規定に基づき、これと異なる基準によることとされている場合にあっては、その基準によって算出した額）及び医療保険各法に規定する訪問看</p>

<p>く。本表中「対象乳幼児」という。)の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で対象乳幼児を現に監護する者)であること。</p> <p>一 県内の市町の区域内に住所を有する者</p> <p>二 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者</p> <p>三 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>2 前年の<u>所得</u>(1月から5月までにあつては前々年の所得)が国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成11年政令第162号)による改正後の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第11条の規定により読み替えられた同令第1条に定める所得の額に満たない者。</p>	<p>護療養費の額)の一部について負担すべき額(次に掲げる1又は2の給付が行われるときは、その給付相当額を控除した額とし、2の支給又は3の支給の制度があるときは、その支給相当額を控除した額とする。)</p> <p>並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第5項及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4第1項による自己負担額に相当する額を支給するのに要する経費。</p> <p>1 医療保険各法に基づく家族療養費附加給付</p> <p>2 他の法令等に基づき国又は地方公共団体が負担する給付又は支給する医療費</p> <p>3 医療保険各法に基づく高額療養費</p>
---	---

この表において医療保険各法とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。